

分収林地を含む森林管理のあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 分収林地を含む森林管理のあり方について検討を行うため、分収林地を含む森林管理あり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、分収林地を含む森林管理のあり方についての検討を所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる5人以内の委員で組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故がある場合、又は委員長が欠けた場合は、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員会は、半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員長が必要と認めた場合は、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

4 会議の座長は、委員長がこれに当たる。

5 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決すところによる。

(文書による意見の開陳等)

第7条 委員は、会議に出席できない場合であっても、あらかじめ委員長の承認を受けたときは、会議において、文書により、その意見を開陳し、又は議決に加わることができる。

2 前項の規定により、会議においてその意見を開陳し、又は議決に加わる場合には、当該委員の出席があったものとみなす。

(会議の公開等)

第8条 会議は、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、会議を公開しないことができる。

- (1) 情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第6条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合
- (2) その他会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合

(議事録)

第9条 委員長は、次の事項を記載した会議の議事録を作成するものとする。

- (1) 開催の日及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 議題
- (4) 会議の概要

2 議事録は公開する。ただし、次に掲げる事項は非公開とする。

- (1) 発言した委員の氏名
- (2) 発言した委員の氏名が識別され得ると認められる事項
- (3) 前条第1項ただし書きに該当する事項
- (4) その他公開することにより、公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれると認められる事項

(謝金)

第10条 委員が委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

2 第6条第3項の規定に基づき委員以外の者が委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅費)

第11条 委員が委員会の職務を行うために、委員会に出席し、又は旅行したときには、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により旅費を支給する。

2 第6条第3項の規定に基づき委員以外の者が委員会の職務を行うために、委員会に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、農林水産部林務課において処理する。

2 委員会の運営にあたっては農林水産部治山課は協力するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年6月10日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、農林水産部長が招集する。

別表 (第3条関係)

氏 名	主な役職
大 橋 瑞 江	兵庫県立大学 環境人間学部 教授
金 澤 洋 一	神戸大学名誉教授
上 月 安重郎	兵庫県林業協会 会長
寺 元 久 史	宍粟市 産業部 次長兼森林環境課長
長谷川 尚 史	京都大学 フィールド科学教育研究センター 准教授